

第10 医療を受けるには

1 相談の窓口

(1) 福祉事務所【17頁参照】、町村役場【18頁参照】

(2) 保健所

指定難病、小児慢性特定疾病、精神保健福祉、結核、感染症など総合的な保健福祉の相談に応じています。

保 健 所 名	所 在 地	電話番号、ファックス番号
奈良市保健所	〒630-8122 奈良市三条本町 13-1	TEL 0742-93-8397 FAX 0742-34-2486
中和保健所	〒634-8507 橿原市常盤町 605 番地の 5 (橿原総合庁舎内)	TEL 0744-48-3030 (総務課) FAX 0744-48-3132
郡山保健所	〒639-1041 大和郡山市満願寺町 60-1	TEL 0743-51-0191 (総務課) FAX 0743-61-5306
吉野保健所	〒638-0045 吉野郡下市町新住 15-3	TEL 0747-52-0551 (総務課) FAX 0747-52-7259
吉野保健所五條出張所 結核・感染症以外の相談は吉野保健所で行っています	〒637-0006 五條市岡口 1-3-1 (五條総合庁舎内)	TEL 0747-22-3051

2 医療費の助成

制 度	対 象 者	助 成 の 内 容
(1) 心身障害者医療費助成事業※	② 身体障害者手帳 1～2 級 ②療育手帳 A1,A2(16 頁参照) 医療保険の加入者 1 歳以上～ ※所得制限あり (後期高齢者医療制度該当者及び生活保護受給者は除く)	受給資格証を交付し、保険診療の一部負担金相当額から、定(低)額の自己負担を控除した額を助成します。 ただし、入院時の食事・生活療養費は自己負担となります。 定(低)額の自己負担… 1 レセプト(医療機関)500 円/月 (ただし 14 日以上入院の場合は 1000 円) (窓口) 市町村役場
(2) 重度心身障害老人等医療費助成事業※	② 身体障害者手帳 1～2 級 ②療育手帳 A1,A2(16 頁参照) 65 歳以上の後期高齢者医療制度加入者 ※所得制限あり (生活保護受給者は除く)	高齢者の医療の確保に関する法律による一部負担金相当額から、定(低)額の自己負担を控除した額を助成します。 ただし、入院時の食事・生活療養費は自己負担となります。 定(低)額の自己負担… 心身障害者医療費助成事業と同じ (窓口) 市町村役場
(3) 精神障害者医療費助成事業※ ①一般・後期高齢 ②精 神 通 院	①精神障害者保健福祉手帳 1～2 級 医療保険の加入者 ※所得制限あり (生活保護受給者は除く) ②自立支援医療制度受給者 (一般・後期高齢、生活保護受給者を除く)	① 受給資格証を交付し、保険診療の一部負担金相当額から、定(低)額自己負担を控除した額を助成します。 ただし、入院時の食事・生活療養費は自己負担となります。 定(低)額自己負担… 心身障害者医療費助成事業と同じ ② 精神通院にかかる医療保険の一部負担金相当額から、定(低)額自己負担を控除した額になります。 定(低)額自己負担… 500 円/月 (窓口) 市町村役場

制 度	対 象 者	助 成 の 内 容
(4) 後期高齢者医療制度	65歳以上75歳未満の者であって政令で定める程度の障害の状態にある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者 75歳以上は障害に関係なく対象	○保険医療機関等での一部負担割合 一般・低所得者は1割負担となります。（ただし、現役並み所得者は3割負担、一定所得者は2割負担） ○1ヶ月の医療費が高額になったときは、所得区分に応じて、自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。 （窓口）市町村後期高齢者医療担当課
(5) 自立支援医療（育成医療）	18歳未満の児童で、身体上の障害を有する児童又は現存する疾患を放置すれば、将来に障害を残すと認められる児童	保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。ただし、指定医療機関（39頁～41頁）において医療を受ける必要があります。 （窓口）市町村障害福祉担当課
(6) 自立支援医療（更生医療）	18歳以上の身体障害者手帳の所持者で手術等によって障害の程度を軽くしたり、除去したり障害の進行を防ぐことが可能な者	育成医療に同じ。 （窓口）市町村障害福祉担当課
(7) 自立支援医療（精神通院医療）	精神障害者又はてんかんを有する者で、通院による治療を継続的に必要とする程度の状態である者。	保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。ただし、指定医療機関（42頁～46頁）において医療を受ける必要があります。 （窓口）市町村精神障害福祉担当課
(8) 指定難病特定医療	348疾病の指定難病の患者	保険診療の自己負担分の一部を助成します。 （窓口）保健所
(9) 特定疾患医療	スモン、プリオン病（クロイツフェルト・ヤコブ病のみ） ※「劇症肝炎」「重症急性膵炎」については、平成27年1月以降は対象外ですが、引き続いて医療受給者証をお持ちの方は対象となります。	保険診療の自己負担分の全部を助成します。 （窓口）保健所
(10) 小児慢性特定疾病医療	18歳未満で悪性新生物・慢性腎疾患など指定された16疾患群の小児慢性特定疾病の患者 （18歳以上20歳未満は更新のみ）	保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成します。 （窓口）保健所

※(1)(2)(3)については、各市町村が条例等に基づき実施する制度であるため、市町村によって対象者・助成の内容が異なる場合があります。